組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」を「適格合併等（適格合併（法人税法第２条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同様式別表三の一の記載要領５㈡中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。」を「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に改める。

第六号様式別表四記載要領４㈠中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格組織再編成（政令第９条の７第６項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」を「適格合併等（適格合併（法人税法第２条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同様式別表四記載要領４㈡中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。」を「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四記載要領５㈠中「適格組織再編成を行った」を「適格合併等が行われた」に改め、同様式別表四記載要領５㈡中「を行った」を「が行われた」に改める。

第六号様式別表四の一の一の表中「適格組織再編成に係る」を「適格合併等に係る」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領２㈠中「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領２㈡中「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領２㈢中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」を「若しくは現物出資法人（法人税法第２条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」に、「（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」を「（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領３中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「分割法人等」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領４中「を行った」を「が行われた」に、「、適格現物出資」を「若しくは適格現物出資」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領５㈠中「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領５㈡中「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領５㈢中「適格分社型分割等を行った」を「適格分割等が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領６中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「分割法人等」に、「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉖」を「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉔」に改め、同様式別表四の一の一の記載要領７中「を行った」を「が行われた」に、「、適格現物出資」を「若しくは適格現物出資」に改める。

第六号様式別表四の一の二の記載要領２㈠中「当該法人を」を「平成22年９月30日までの間に当該法人を」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の二の記載要領２㈡中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「同条第12号の４」を「法人税法第２条第12号の４」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同様式別表四の一の二の記載要領４㈠中「当該法人を」を「平成22年９月30日までの間に当該法人を」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一の二の記載要領４㈡中「適格分社型分割等を行った」を「適格分割等が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同様式別表四の一の二の記載要領５中「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉖」を「（別表６（２の２））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額㉔」に改める。